

昭和55年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、昭和22年臨時国勢調査を除いて大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、昭和55年国勢調査は、第13回目の調査に当たっている。

国勢調査は、大正9年をはじめとする10年ごとの大規模調査と、中間年の簡易調査とに大別される。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行われた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら人口の基本的属性のほか、職業、産業等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。

戦後は、国勢調査結果の利用度が高まったことにより、全般的に国勢調査の規模が拡大され、昭和30年、昭和40年、昭和50年の調査は、簡易調査として行われたものであるが、人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査し、その規模は戦前の大規模調査に匹敵している。今回の昭和55年国勢調査は、大規模調査に当たっており、昭和45年の大規模調査と比較すると、出産力に関する調査事項が削除され、新たに住宅の建て方の調査事項が加えられた。

調査の時期

昭和55年国勢調査は、昭和55年10月1日午前零時（以下、調査時という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

昭和55年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項本文の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

（調査区の設定に関する政令及び総理府令）

昭和55年国勢調査調査区の設定に関する政令（昭和54年政令第120号）

昭和55年国勢調査調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和54年総理府令第26号）

（調査の実施に関する政令及び総理府令）

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

調査の地域

昭和55年国勢調査は、我が国の地域のうち、次の諸島を除く地域において行われた。

1. 齧舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
2. 島根県隱岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

昭和55年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで、「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている者をいう。

なお、3か月以上にわたって住んでいるところ又は住むことになっているところもない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とした。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学している者については、通学のために宿泊している場所で調査した。
2. 病院又は療養所に入院（又は入所）している者は、入院してから既に3か月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
3. 船舶（自衛隊が使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に住所を有する者は、その住所で調査し、陸上に住所の無い者は、船舶に住居が有るものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
4. 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘置所、

少年院又は婦人補導院で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、特に次の者は調査から除外した。

1. 外国の外交団・領事団（随員及び家族を含む。）
2. 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査の事項

昭和55年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員について調査した事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居に入居した時期
- (8) 前住地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

（世帯について調査した事項）

- (16) 世帯の種類
- (17) 世帯員の数
- (18) 家計の収入の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 居住室の数
- (21) 居住室の広さ
- (22) 住宅の建て方

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長一国勢調査指導員一国勢調査員の事務系統を通じて行った。

調査の実施に先立ち、市町村の区域を区分して昭和55年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、原則として1調査区が平均50世帯となるように設定され、その数は約74万である。

昭和55年国勢調査のため、内閣総理大臣により任命された約70万人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の指導、調査書類の審査などのために、同じく内閣総理大

臣により約6万人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は原則として一人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区を巡回し、世帯名簿及び調査区要図を作成し、併せて調査対象の把握と各世帯への調査票の配布と調査票の記入指導等の事務を行い、10月1日から5日までの間に調査世帯を再度訪問して、調査票の取集とその内容検査等の事務を行った。

調査用に用いられた国勢調査調査票は、直接、光学式読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。調査票の記入は、国勢調査員が調査票を取集する際に、「(16)世帯の種類」及び「(22)住宅の建て方」について記入し、他の事項については、世帯で記入した。

なお、調査世帯が長期に不在している場合は、調査員がその近隣の者に、不在者について「(1)氏名」「(2)男女の別」「(17)世帯員の数」の3項目について質問することにより調査した。

集計及び結果の公表

集計の方法

集計は、すべて総理府統計局において行う。集計の区分は大別して、要計表による人口、抽出速報集計、第1次基本集計、第2次基本集計、調査区別集計、従業地・通学地集計、人口移動集計及び抽出詳細集計からなる。このうち、要計表による人口は、人手によって集計し、その他はすべて調査票を光学式読取装置によって読み取り、電子計算機を用いて集計される。

なお、確定数（全国都道府県市区町村別人口及び世帯数）、第1次基本集計、第2次基本集計、調査区別集計、従業地・通学地集計（その1～その3のうち、その1及びその2）、人口移動集計（その1～その3のうち、その1及びその2）は全調査票に基づく全数集計を行うが、その他の集計は一部の調査票を抽出して集計する。

結果の公表

1. 要計表による人口

要計表による人口は、都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて算出した全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数であり、昭和55年国勢調査による最初の結果数値を提供するものである。この集計結果は、昭和55年12月19日付官報で公示（総理府告示第38号）するとともに、同月「昭和55年国勢調査[速報シリーズ1]全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）」として刊行した。

III

2. 抽出速報集計

抽出速報集計は、主として昭和55年国勢調査の全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の中から100分の1(1%)の世帯を抽出し、この世帯の調査票により基本集計、従業地・通学地集計、人口移動集計及び抽出詳細集計に係る主な事項を集計したものである。速報集計の結果は、昭和56年3月に「昭和55年国勢調査〔速報シリーズ2〕抽出速報集計結果(1%抽出集計結果)その1 全国編」及び「昭和55年国勢調査〔速報シリーズ2〕抽出速報集計結果(1%抽出集計結果)その2 都道府県編」として刊行した。

3. 確定数

確定数は、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数の最終確定結果を提供するものである。この集計結果は昭和56年7月から昭和57年3月にかけて、都道府県別に6回に分けて官報で公示するとともに、全国の結果をまとめて、昭和57年7月に「昭和55年国勢調査報告 確定数 全国都道府県市区町村別人口及び世帯数」として刊行した。

4. 第1次基本集計

第1次基本集計は、昭和55年国勢調査において調査した人口、世帯及び住居に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供するものである。第1次基本集計の結果のうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和56年7月から昭和57年3月にかけて集計の終わった都道府県から順次、電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表するとともに「昭和55年国勢調査報告 第2巻 基本集計結果(1) その2 都道府県・市区町村編」として刊行し、全都道府県の集計の終了後、全国の結果をまとめて昭和57年5月に「昭和55年国勢調査報告 第2巻 基本集計結果(1) その1 全国編」として刊行した。また、昭和55年国勢調査の結果のうち全国、都道府県、市区町村及び人口集中地区の人口、面積に関する統計表を従前の結果と併せて収録した「昭和55年国勢調査報告 第1巻 人口総数」を昭和57年8月に刊行した。

なお、調査区別集計結果(第1次基本集計に係る分)については、集計の終わった都道府県から順次電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表した。

5. 第2次基本集計

第2次基本集計は、昭和55年国勢調査において調査された人口の職業別構成及び高齢者世帯、母子世帯等の特定世帯の状況に関する基本的な結果を市区町村段階まで

提供するものである。第2次基本集計の結果のうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和57年10月から昭和58年2月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和55年国勢調査報告 第3巻 基本集計結果(2) その2 都道府県・市区町村編」として刊行し、全都道府県の集計の終了後、全国の結果をまとめて、昭和58年3月に「昭和55年国勢調査報告 第3巻 基本集計結果(2) その1 全国編」として刊行した。

また、調査区別集計結果(第2次基本集計に係る分)は昭和58年4月に電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表した。

6. 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、基本集計結果を補充するために、より詳細な全国及び都道府県別の集計を行うもので、一定の方法により全世帯の中から全国平均で約5分の1(20%)の世帯を抽出し、この世帯の調査票を集計するものである。抽出詳細集計の結果のうち都道府県別の結果は、昭和58年9月から昭和59年2月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和55年国勢調査報告 第4巻 抽出詳細集計結果 その2 都道府県編」として刊行した。

7. 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動すなわち、人がその住居から働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態及び通勤・通学に利用する交通手段の実態を明らかにするためのもので、これによって「昼間人口」が算出される。従業地・通学地の全数集計結果は、昭和57年7月に「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その1 従業地・通学地による人口-男女・年齢・産業(大分類)」、昭和58年5月に「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その2 従業地・通学地による人口-職業(大分類)」及び「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その4 利用交通手段」として刊行した。また、20%抽出集計結果は、昭和59年4月に「昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その3 従業地・通学地による人口-産業・職業(中分類)」として刊行する予定である。

8. 人口移動集計

人口移動集計は、人口の移動、すなわち常住地の移動の実態を明らかにするためのものである。人口移動の全数集計結果は、昭和57年9月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻 人口移動集計結果 その1 転出入人口の基本属性」、昭和58年6月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻

人口移動集計結果 その2 転出入人口の職業構成」として刊行した。また、20%抽出集計結果は、昭和59年5月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻 人口移動集計結果 その3 転出入人口と世帯」として刊行する予定である。

9. その他

上記の昭和55年国勢調査報告及び速報シリーズのほか、既に「昭和55年国勢調査報告 別巻 我が国の人口集中地区」、我が国の人口と都道府県の人口(47分冊)の「解説シリーズ」及び市区町村人口分布、人口密度、産業構成、年齢構成などを地図上で示す「日本人口地図シリーズ」を刊行している。このほか、「昭和55年国勢調査報告 第7巻 特別集計結果」及び「最終報告書 日本の人口」を刊行する予定であるとともに、調査区関係資料利用の手引、通勤・通学人口及び昼間人口、大都市圏の人口、市町村・人口集中地区の人口階級別集計結果などの「資料シリーズ」を刊行し、人口の基本属性、世帯の構成、就業状態など主要なテーマについて論文形式で解説を行う「モノグラフシリーズ」を順次刊行している。

これらの報告書等の名称及び刊行時期の詳細については、第3部の巻末の「昭和55年国勢調査結果に関する主要な報告書等一覧」を参照されたい。

抽出集計の方法及び結果の精度

抽出方法

抽出詳細集計は、一般の世帯（一人世帯及び30人未満の単身者の世帯を含む。以下同じ。）については標本抽出した世帯を用い、また、30人以上の単身者の世帯及び自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者については全数を用いて集計した。

一般の世帯の標本抽出は、市区町村別結果の精度をも確保するため、全市区町村を人口規模によって6階級に区分し、それぞれ次の抽出率により世帯を系統的に抽出した。

人口規模	抽出率
人口30万以上の市区	1/10
人口20万以上30万未満の市区	3/25
人口10万以上20万未満の市区	3/20
人口5万以上10万未満の市区町	1/5
人口1万以上5万未満の市区町村	3/10
人口1万未満の町村	1/2

なお、このようにして標本抽出された一般の世帯の数は全国で約720万世帯であり、一般の世帯全数に対する割合（抽出率）は約5分の1である。

結果の推定方法

一般の世帯の結果は、全数集計による市区町村別的一般の世帯の人口を用いた比推定の方法によって推定した。一方、30人以上の単身者の世帯、自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者の場合は、全数集計であるので、集計した結果をそのまま用いた。

ある地域の属性Xを有する人口あるいは世帯数の推定値 \hat{X} を得るために計算式は、次のとおりである。

$$\hat{X} = \sum_{i=1}^M \left(\frac{N_{1i}}{n_{1i}} \cdot x_{1i} + x_{2i} \right)$$

ここで

i : 市区町村を示す。

M : 当該地域に属する市区町村数

N_{1i} : i 市区町村の全数集計による一般の世帯の人口

- n_{1i} : i 市区町村の一般の世帯の抽出集計人口
- x_{1i} : i 市区町村の一般の世帯の属性Xを有する抽出集計人口あるいは抽出集計世帯数
- x_{2i} : i 市区町村の30人以上の単身者の世帯、自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者の属性Xを有する集計人口あるいは集計世帯数
- N_{1i}/n_{1i} : i 市区町村の一般の世帯の比推定用倍率

なお、結果数字は、推定値を小数点以下第一位で四捨五入して整数で表章している。したがって、内訳の数値の合計と総数とは、必ずしも一致しない。

推定値の標本誤差

抽出詳細集計による結果は、以上の手続きによって得られた推定値であるから、標本誤差を含んでおり、全数集計すれば得られるはずの数値とは必ずしも一致しない。

標本誤差は、推定値の大きさや集計項目の種類によって異なるが、推定値の大きさに対する標準誤差率は、おおむね表1及び表2に示したとおりである。

標準誤差率は、全数集計すれば得られるはずの値の存在範囲を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に、その標準誤差率に推定値の大きさを掛けた値だけの幅をとれば、その区間に全数集計すれば得られるはずの値があることが約2/3の確率で期待され、また、その2倍の幅をとれば、その区間に全数集計すれば得られるはずの値があることが約19/20の確率で期待される。

例えば、全国又は都道府県の30万という結果数値は、真の値が30万±30万×0.00418すなわち298,746ないし301,254の間にあることが確率2/3で期待され、30万±30万×0.00418×2すなわち297,492ないし302,508の間にあることが確率19/20で期待される。

なお、この表は、属性別人口（各表章地域の総人口を除く。）及び世帯数に対して適用されるものであり、1世帯当たり人員、1人当たり戸数など、平均の推定値に対してはそのまま適用することができない。

表1 推定値の大きさに対する標準誤差率（全国・都道府県）

推定値の大きさ	標準誤差率	推定値の大きさ	標準誤差率	推定値の大きさ	標準誤差率
10,000,000	0.00069	200,000	0.00512	4,000	0.03621
8,000,000	0.00078	150,000	0.00591	3,000	0.04181
6,000,000	0.00091	100,000	0.00724	2,000	0.05121
4,000,000	0.00113	80,000	0.00809	1,500	0.05913
3,000,000	0.00131	60,000	0.00935	1,000	0.07242
2,000,000	0.00161	40,000	0.01145	800	0.08096
1,500,000	0.00186	30,000	0.01322	600	0.09349
1,000,000	0.00228	20,000	0.01619	400	0.11450
800,000	0.00255	15,000	0.01870	300	0.13221
600,000	0.00295	10,000	0.02290	200	0.16193
400,000	0.00361	8,000	0.02560	100	0.22900
300,000	0.00418	6,000	0.02956		

表2 推定値の大きさに対する標準誤差率（市区町村）

人口規模階級 推定値の大きさ	人口30万以上の市区	人口20万以上30万未満の市区	人口10万以上20万未満の市区	人口5万以上10万未満の市区町	人口1万以上5万未満の市区町村	人口1万未満の町村
100,000	0.00802	0.00663	0.00435	—	—	—
80,000	0.00932	0.00790	0.00575	—	—	—
60,000	0.01115	0.00964	0.00753	0.00365	—	—
40,000	0.01412	0.01241	0.01019	0.00683	—	—
30,000	0.01656	0.01467	0.01229	0.00894	—	—
20,000	0.02060	0.01837	0.01567	0.01211	0.00483	—
15,000	0.02396	0.02144	0.01844	0.01461	0.00789	—
10,000	0.02957	0.02653	0.02300	0.01862	0.01183	—
8,000	0.03316	0.02979	0.02590	0.02113	0.01408	—
6,000	0.03840	0.03454	0.03011	0.02477	0.01719	—
4,000	0.04716	0.04247	0.03713	0.03077	0.02214	0.00707
3,000	0.05454	0.04914	0.04302	0.03578	0.02616	0.01155
2,000	0.06689	0.06031	0.05287	0.04412	0.03276	0.01732
1,500	0.07729	0.06971	0.06116	0.05112	0.03824	0.02160
1,000	0.09473	0.08546	0.07503	0.06282	0.04733	0.02828
800	0.10594	0.09559	0.08394	0.07033	0.05314	0.03240
600	0.12237	0.11042	0.09699	0.08132	0.06161	0.03830
400	0.14991	0.13529	0.11887	0.09973	0.07576	0.04796
300	0.17313	0.15625	0.13730	0.11524	0.08766	0.05598
200	0.21207	0.19141	0.16821	0.14123	0.10758	0.06928
100	0.29996	0.27075	0.23797	0.19987	0.15245	0.09899
50	0.42423	0.38293	0.33659	0.28275	0.21581	0.14071

〔注〕一般の世帯については、集計対象とした標本が各市区町村ごとに系統抽出した世帯であり、また人口を用いた比推定の方法によって推定しており、さらに30人以上の単身者の世帯などについては全数集計したが、標準誤差率は、全ての世帯から世帯人員を単純任意抽出して単純推定したとし、また各市区町村の推定人口の総人口に対する比(p_i)が等しいとして次の算式によって計算した。

なお、都道府県別結果の標準誤差率は、都道府県によって若干異なるが、全国結果の標準誤差率を用いても、ほぼ差し支えない。

$$\text{標準誤差率 } C(\hat{X}) = \sqrt{\sum_{i=1}^M \frac{N_{1i}^2}{N^2} \cdot \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{1-p}{n_i p}}$$

ここで、 i : 市区町村を示す

M : 当該地域に属する市区町村数

N_i : i 市区町村の全数集計による人口

n_i : i 市区町村の抽出集計人口

N : 当該地域の総人口

p : 当該地域の推定人口の総人口に対する比

用語の解説

人口

本書における人口は、「常住人口」である。常住人口の定義については、「調査の対象」(Iページ)を参照されたい。

年齢

年齢は、昭和55年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和55年10月1日前零時に生まれた人は、0歳とした。

日本人

日本国籍をもつ人をいう。したがって、日本と外国の国籍をもつ人も日本人としている。

配偶関係

配偶関係は、届出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、例えば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

未 婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在、妻又は夫のある人

死 別—妻又は夫と死別して独身の人

離 別—妻又は夫と離別して独身の人

さらに本書では、配偶関係2区分として「未婚」と「既婚」(「有配偶」、「死別」及び「離別」)の二つに区分した。

入居時期・前住地

入居時期とは、現住居に入居した時期のことをいい、次のように六つに区分した。

「出生時から」、「昭和39年以前」、「昭和40年~44年」、「昭和45年~50年9月」、「昭和50年10月~54年9月」、「昭和54年10月以降」

前住地とは、現住居に入居する直前の常住地をいい、「入居時期」が、昭和50年10月以降の人についてのみ調査し、次のように六つに区分した。

自市区町村内—調査時における常住地と同じ市町村

(11大都市の場合は同じ区)の場合

自市内他区—同じ市(11大都市)の他の区の場合

県内他市町村—同じ都道府県内の他の市町村の場合

他県—他の都道府県の場合

隣接県—他県のうち、常住する都道府県と互いに境域を接する都道府県の場合。ただし、互いに境域を接していない都道府県でも、国鉄航路、海底トンネル又は橋でつながっている都道府県の場合及び鹿児島県と沖縄県の場合は、互いに隣接県とした。(XVページの表1 前住地区分における隣接県の範囲 参照。)

その他の県—他県のうち隣接県以外の場合

国外—日本以外の場合

「入居時期・前住地」は、人の常住地の移動を明らかにすることを目的としている。したがって、例えば、現在の住居(場所)に住み始めてから、途中3か月以上にわたる長期の不在期間がある場合には、不在後、帰ってきた時期を入居時期とした。また、病院で生まれて現在の住居に引き続き住んでいる場合は、「出生時から」とした。住居不定者のように定まった居住場所がない場合には、「入居時期」は「昭和54年10月以降」、「前住地」は「自市区町村内」とした。

教育

1. 在学か否かの別

現在、学校に在学しているか否かによって、「在学者」、「卒業者」及び「未就学者」に区分した。

在学者—現在、在学中の人

卒業者—学校を卒業して、現在、在学していない人

未就学者—在学したことのない人あるいは小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校及び養護学校など学校教育法第1条にいう学校(幼稚園を除く)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧を問わない。予備校、洋裁学校、料理学校及び会話学校並びに職員・社員の研修所、講習所、養成所及び訓練所などはここでいう学校には含まれない。

2. 最終卒業学校の種類

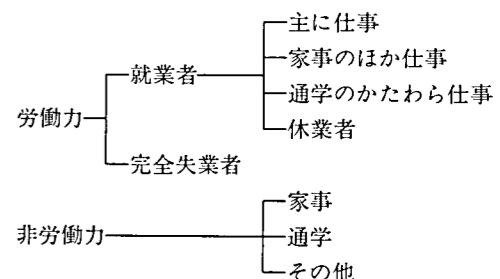
卒業者は、「最終卒業学校の種類により区分し、中途退学をした人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。各区分に相当する主な学校は、次のとおりである。

最終卒業学校の種類	
最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校・高等学校・高等専門学校	小学校 中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科
旧青年学校	青年学校本科 陸海軍工具養成所 実業補習学校
高校・旧中 ¹⁾	高等学校 準看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校(予科・一部・二部) 鉄道教習所(中等部・普通部) 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種予科練
短大・高専 ²⁾	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大学・大学院 ³⁾	大学 大学院

- 1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの), 大学入学資格検定規程による試験の合格者, 実業学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。
- 2) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの), 専門学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。
- 3) 水産大学校及び気象大学校大学部(新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの), 高等試験合格者等を含む。

労働力状態

昭和55年国勢調査調査票では、昭和55年9月24日から30日までの1週間(以下、「調査週間」という。)の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を「主に仕事」「家事などのほか仕事」「通学のかたわら仕事」「仕事を休んでいた」「仕事を探していた」「家事」「通学」「その他(幼児、老齢など)」のように八つに区分して調査した。本書では、これを次のように区分した結果を掲載した。



各区分を解説すると、次のとおりである。

労働力—後述の就業者と完全失業者を合わせて労働力とした。

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む)になる仕事を少しだけした人のほか、収入になる仕事を持つてはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに当たる人をいう。

(1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日以上にならない場合、又は30日以上になる場合でも、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人

したがって、会社・工場・商店・官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていた、その

かたわら仕事をした場合
通学のかたわら仕事一主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
休業者一勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日にならない場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合
完全失業者一調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

非労働力一調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人をいう。

家事一自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学^(注)一主に通学していた場合

その他一上のどの区分にも当てはまらない場合（乳幼児、老齢者など）

注)「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

さらに本書では、就業状態2区分として「就業者」とび「非就業者」（「完全失業者」とび「非労働力」）の二つに区分した。

従業上の地位

昭和55年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間中その人が働いていた事業所における地位によって、次のように五つに区分した。

雇用者一会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事お手伝い・日雇い・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人をいう。

役員一会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公團の総裁・理事・監事などの役員をいう。

雇人のある業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などの自由業者で、雇人かいる人をいう。

雇人のない業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商従事者などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人をいう。

家族従業者一農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。
さらに本書では、従業上の地位3区分として「雇用者」（「雇用者」及び「役員」）、「自営業主」（「雇人のある業主」及び「雇人のない業主」）及び「家族従業者」の三つに区分した。

産業

産業は、「就業者」について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって分類した。

働いていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改定した昭和51年5月行政管理庁告示第32号）を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したものである。

昭和55年の産業分類は14項目の大分類、70項目の中分類、199項目の小分類（昭和50年では、大分類は14項目、中分類は46項目、小分類は175項目）から成っている。

なお、昭和50年の産業分類との主な相違点については、第3部の巻末の「付1 昭和55年国勢調査と昭和50年国勢調査の産業分類の主な相違点」を参照されたい。

職業

職業は、「就業者」について、調査週間中、その人が働いていた事業所において、実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。調査週間中、二つ以上の仕事に従事した場合には、主な仕事の種類によった。

職業分類は、日本標準職業分類（1979年12月改訂、行政管理庁編）及び国際標準職業分類（1968年改訂、国際労働機構編）を参考として、昭和55年国勢調査のために作成されたものであり、11項目の大分類、57項目の中分類及び285項目の小分類（昭和50年では、大分類は11項目、中分類は52項目、小分類は286項目）から成っている。

なお、昭和50年の職業分類との主な相違点については、第3部の巻末の「付2 昭和55年国勢調査と昭和50年国勢調査の職業分類の主な相違点」を参照されたい。

社会経済分類

社会経済分類は、人口の社会的・経済的特性を把握するために、全人口については、労働力状態及び年齢を、

また、就業者については、職業及び従業上の地位を考慮して作成されたものである。その内容はXVI頁の表2に示すとおりである。

世帯の種類

世帯は、普通世帯と準世帯、一般世帯と施設等の世帯に区分した。

普通世帯一住居と生計を共にしている人の集まり及び一戸を構えて住んでいる単身者をいう。ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めた。

準世帯一普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のものが準世帯に含まれる。

間借り・下宿などの単身者一普通世帯と住居を共にし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の一人一人を一つの準世帯とした。

会社などの独身寮の単身者一会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身者の一人一人を一つの準世帯とした。

寮・寄宿舎の学生・生徒一学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒を、その寮・寄宿舎の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

病院・療養所の入院者一病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者を、原則として施設ごとにまとめて一つの準世帯とした。

社会施設の入所者一老人ホーム、しき不自由者更生施設などの入所者を、その施設の棟ごとにまとめ一つの準世帯とした。

自衛隊営舎内居住者一その営舎内又は艦船内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

矯正施設の入所者一刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

その他一居宅不定者や陸上に住所をもたない船舶乗組員など、上記のいずれにも当てはまらない準世帯をいう。

一般世帯一普通世帯に、準世帯のうちの間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者を加えた世帯をいう。

施設等の世帯一一般世帯以外の世帯をいう。

普通世帯と準世帯、一般世帯と施設等の世帯の関連は次のとおりである。

	普通世帯	準世帯
一般世帯	・住居と生計を共にしている人の集まり ・一戸を構えて住んでいる単身者	・間借り・下宿などの単身者 ・会社などの独身寮の単身者
施設等の世帯		・寮・寄宿舎の学生・生徒 ・病院・療養所の入院者 ・社会施設の入所者 ・自衛隊営舎内居住者 ・矯正施設の入所者 ・その他

なお、昭和55年国勢調査調査票の世帯の種類の区分においては、普通世帯、準世帯、一般世帯及び施設等の世帯の語は用いず、集計の際に、上の定義に適合するよう普通世帯と準世帯及び一般世帯と施設等の世帯に区分した。

世帯人員及び親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員である。

世帯員とは世帯を構成する各人をいい、そのうち世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主の配偶者並びに世帯主及びその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父母、曾孫、おい、めい、その他これらに準ずる者をいう。

家計の収入の種類

世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類に基づき、次のように区分した。

1. 賃金・給料が主な世帯一主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の、その勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯

(1) 賃金・給料のみの世帯

(2) 農業収入もある世帯

(3) その他一主な収入が、賃金・給料で、從として農業収入以外の他の収入がある世帯

2. 農業収入が主な世帯一主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯

(4) 農業収入のみの世帯

- (5) 賃金・給料もある世帯一主な収入が、農業収入で、従として賃金・給料もある世帯
 (6) その他一主な収入が、農業収入で、従として賃金・給料以外の他の収入がある世帯
- 3. 農業収入以外の事業収入が主な世帯**一主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師・弁護士、文筆家などの収入である世帯
 (7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯一収入が、農業収入以外の事業収入のみの世帯
 (8) 賃金・給料もある世帯一主な収入が、農業収入以外の事業収入で、従として賃金・給料もある世帯
 (9) その他一主な収入が、農業以外の事業収入で、従として賃金・給料以外の他の収入がある世帯
- 4. 内職収入が主な世帯**一主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯
 (10) 内職収入のみの世帯一収入が、内職収入のみの世帯
 (11) 賃金・給料もある世帯一主な収入が、内職収入で、従として賃金・給料もある世帯
 (12) その他一主な収入が、内職収入で、従として賃金・給料以外の他の収入がある世帯
- 5. 家賃・地代が主な世帯**一主な収入が、家賃・間代・地代・権利金・小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入である世帯
- 6. 利子・配当が主な世帯**一主な収入が、預貯金・貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入である世帯
- 7. 恩給・年金が主な世帯**一主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・母子年金・傷害年金・遺族年金などの収入である世帯
- 8. 雇用保険が主な世帯**一主な収入が、公共職業安定所から受ける雇用保険金である世帯
- 9. 生活保護が主な世帯**一主な収入が、生活保護法により受ける生活扶助料である世帯
- 10. 仕送りが主な世帯**一主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
- 11. その他の収入が主な世帯**一主な収入が、上記以外で、例えば、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引き出しなどである世帯
 (再掲)
 少しでも賃金・給料のある世帯
 少しでも農業収入のある世帯
 うち農業収入以外の事業収入が主な世帯
 少しでも農業収入以外の事業収入のある世帯

- うち賃金・給料が主な世帯
 うち農業収入が主な世帯
 少しでも内職収入のある世帯
 少しでも賃金・給料、事業収入又は内職収入のある世帯
- 世帯の家族類型**
- 普通世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のように区分した。
- A 親族世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その世帯に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居していてもここに含まれる。したがって、例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれる。
- B 非親族世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯
- C 単独世帯**—単身者だけの世帯
- 更に、親族世帯を下のように区分するに当たっては、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいている。
- 普通世帯**
- A 親族世帯**
- I 核家族世帯**
- (1) 夫婦のみの世帯
 - (2) 夫婦と子供から成る世帯
 - (3) 男親と子供から成る世帯
 - (4) 女親と子供から成る世帯
- II その他の親族世帯**
- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - (6) 夫婦と片親から成る世帯
 - (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - (8) 夫婦、子供と片親から成る世帯
 - (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
 - (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
 - (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
 - (14) 他に分類されない親族世帯
- B 非親族世帯**

C 単独世帯

なお、本書では、夫婦のいる普通世帯の家族類型を三つに区分する場合は、次のように区分した。

夫婦のいる普通世帯**夫婦のいる核家族世帯**—世帯の家族類型の(1)及び(2)**夫婦のいるその他の親族世帯（同居の親あり）**—世帯の家族類型の(5)～(8)、(11)及び(12)**夫婦のいるその他の親族世帯（同居の親なし）**—世帯の家族類型の(9)及び(10)**世帯の経済構成**

普通世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業に基づき、次のように区分した。

I 農林漁業就業者世帯—世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯**(1) 農林漁業・業主世帯**—世帯の主な就業者が農林漁業の業主

- 1 世帯の主な就業者が農林業・業主
- 2 世帯の主な就業者が漁業・業主

(2) 農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

- 3 世帯の主な就業者が農林業・雇用者
- 4 世帯の主な就業者が漁業・雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯—世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯**(3) 農林漁業・業主混合世帯**—世帯の主な就業者が農林漁業の業主

- 5 世帯の主な就業者が農林業・業主
- 6 世帯の主な就業者が漁業・業主

(4) 農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

- 7 世帯の主な就業者が農林業・雇用者
- 8 世帯の主な就業者が漁業・雇用者

(5) 非農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主

- 9 世帯の主な就業者が鉱工業・業主
- 10 世帯の主な就業者が卸小売業・業主
- 11 世帯の主な就業者がサービス業・業主
- 12 世帯の主な就業者がその他の産業・業主

(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

- 13 世帯の主な就業者が鉱工業・雇用者
- 14 世帯の主な就業者が卸小売業・雇用者
- 15 世帯の主な就業者がサービス業・雇用者
- 16 世帯の主な就業者が公務・雇用者

III 非農林漁業就業者世帯—世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯**(7) 非農林漁業・業主世帯**—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯**18 世帯の主な就業者が鉱工業・業主****19 世帯の主な就業者が卸小売業・業主****20 世帯の主な就業者がサービス業・業主****21 世帯の主な就業者がその他の産業・業主****(8) 非農林漁業・雇用者世帯**—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族從業者のいない世帯**22 世帯の主な就業者が鉱工業・雇用者****23 世帯の主な就業者が卸小売業・雇用者****24 世帯の主な就業者がサービス業・雇用者****25 世帯の主な就業者が公務・雇用者****26 世帯の主な就業者がその他の産業・雇用者****(9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯**—世帯の主な就業者が業主で、親族に雇用者のいる世帯**27 世帯の主な就業者が鉱工業・業主****28 世帯の主な就業者が卸小売業・業主****29 世帯の主な就業者がサービス業・業主****30 世帯の主な就業者がその他の産業・業主****(10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯**—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族從業者のいる世帯**31 世帯の主な就業者が鉱工業・雇用者****32 世帯の主な就業者が卸小売業・雇用者****33 世帯の主な就業者がサービス業・雇用者****34 世帯の主な就業者が公務・雇用者****35 世帯の主な就業者がその他の産業・雇用者****IV 非就業者世帯**—世帯に就業者のいない世帯**V 分類不能の世帯**

以上の分類を行うに当たって、世帯の主な就業者とは、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は、調査票で世帯主の最も近くに記入されている親族就業者を世帯の主な就業者とした。

世帯の移動類型

普通世帯を、その親族人員の現住居へ入居するための移動状況により、次のように区分した。

なお、本書では移動の時期を昭和54年10月以降に限った。

I 全親族人員が移動の世帯—親族人員の全員が現住居へ入居するために移動している世帯

1. 全親族人員の前住地が同一市区町村の世帯—親族人員の全員が現住居に移動しており、その前住地が同一の市区町村である世帯

- (1) 前住地が自市区町村内の世帯
- (2) 前住地が自市内他区の世帯
- (3) 前住地が県内他市町村の世帯
- (4) 前住地が隣接県の世帯
- (5) 前住地がその他の県の世帯

2. 一部親族人員の前住地が異なる市区町村の世帯—親族人員の全員が現住居に移動しているが、他の親族人員と異なった市区町村から移動している者がいる世帯

II一部親族人員が移動の世帯—親族人員の一部が現住居へ入居するために移動している世帯

III親族人員に移動者のいない世帯—親族人員の全員が移動していない世帯

世帯の移動類型の区分にあたっては、その世帯に属する非親族（営業使用人、家事使用人など）の移動の有無は考慮していない。また、0歳児の入居時期が「出生時から」の場合には、世帯の移動類型はこの0歳児を除いて定めた。

住居の種類

住居は、普通世帯及び間借り・下宿などの単身者について次の二つに区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建てられ、又は改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

その他—寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む普通世帯についてのみ次の六つに区分した。

持ち家—その世帯が所有している住宅をいう。この場合必ずしも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯が借りている住宅が都道府県営

住宅、市町村営住宅で、かつ給与住宅でない場合をいう。

公団・公社の借家—その世帯が借りている住宅が日本住宅公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。また、これには雇用促進事業団の「移転就職者用宿舎」も含まれる。

民営借家—その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅—会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

なお、上記のうち「間借り」以外の普通世帯を**主世帯**としている。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次の四つに区分した。また、このうち共同住宅については、その建物の階数も合わせて調査し、集計している。

一戸建—1建物が1住宅であるものをいう。店舗併用住宅も1建物が1住宅であれば、ここに含めている。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。いわゆるテラス・ハウスといわれるものも含まれる。

共同住宅—棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。いわゆる「げたばきアパート」も含まれる。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

居住室数及び畳数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所(炊事場)、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

い。なお、ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居室の数に含めた。

畳数は、上に述べた各居室の畳数（広さ）の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居室も、3.3平方メートル当たり2畳の割合で畳数に換算した。

同居児

母親と同居している15歳未満の子をいう。なお、本書における母とはこの同居児の母親のことである。

非同居児

母親と同居していない15歳未満の子をいう。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が、町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明りように示さなくなつた

事情にかんがみ、昭和35年国勢調査で初めて設定された。昭和55年国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、

(1) 昭和55年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、

(2) 市区町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上）が隣接して、

(3) 昭和55年国勢調査時に人口5,000人以上を有する場合

この地域を「人口集中地区」とした。

個別の人口集中地区の中には、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない、公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

なお、人口集中地区の境界を示す地図は、「第2巻 基本集計結果(1) その2 都道府県・市区町村編」の巻末に収録されている。

表1 前住地区分における隣接県の範囲

都道府県	隣接県
北海道	青森
青森県	北海道・岩手・秋田
岩手県	青森・宮城・秋田
宮城县	岩手・秋田・山形・福島
秋田県	青森・岩手・宮城・山形
山形県	宮城・秋田・福島・新潟
福島県	宮城・山形・茨城・栃木・群馬・新潟
茨城県	福島・栃木・埼玉・千葉
栃木県	福島・茨城・群馬・埼玉
群馬県	福島・栃木・埼玉・新潟・長野
埼玉県	茨城・栃木・群馬・千葉・東京・山梨・長野
千葉県	茨城・埼玉・東京
東京都	埼玉・千葉・神奈川・山梨
神奈川県	東京・山梨・静岡
新潟県	山形・福島・群馬・富山・長野
富山县	新潟・石川・長野・岐阜
石川県	富山・福井・岐阜
福井県	石川・岐阜・滋賀・京都
山梨県	埼玉・東京・神奈川・長野・静岡
長野県	群馬・埼玉・新潟・富山・山梨・岐阜・静岡・愛知
岐阜県	富山・石川・福井・長野・愛知・三重・滋賀
静岡県	神奈川・山梨・長野・愛知
愛知県	長野・岐阜・静岡・三重
三重県	岐阜・愛知・滋賀・京都・奈良・和歌山
滋賀県	福井・岐阜・三重・京都
京都府	福井・三重・滋賀・大阪・兵庫・奈良
大阪府	京都・兵庫・奈良・和歌山
兵庫県	京都・大阪・鳥取・岡山
奈良県	三重・京都・大阪・和歌山
和歌山县	三重・大阪・奈良
鳥取県	兵庫・島根・岡山・広島
島根県	鳥取・広島・山口
岡山县	兵庫・鳥取・広島・香川
広島県	鳥取・島根・岡山・山口・愛媛
山口県	島根・広島・福岡
徳島県	香川・愛媛・高知
香川県	岡山・徳島・愛媛
愛媛県	高島・徳島・香川・高知
高知県	徳島・愛媛
福岡県	山口・佐賀・熊本・大分
佐賀県	福岡・長崎
長崎県	佐賀
熊本県	福岡・大分・宮崎・鹿児島
大分県	福岡・熊本・宮崎
宮崎県	熊本・大分・鹿児島
鹿児島県	熊本・宮崎・沖縄
沖縄県	鹿児島

表2 社会経済分類

社会経済分類	労働力状態	職業分類	従業上の地位
1 農林漁業者	就業者	E 農林漁業作業者 (植木職, 造園師を除く。)	雇用者及び家庭内職以外のすべて
2 農林漁業雇用者	同上	同上	雇用者
3 会社団体役員	同上	13会社・団体等の役員	役員
4 商店主	同上	小売店主 卸売店主 飲食店主	役員 雇人のある業主 雇人のない業主
5 工場主	同上	H 技能工, 生産工程作業者及び労務作業者 (48定置機関・機械及び建設機械運転作業者 49電気作業者 51運搬労務作業者 52その他の労務作業者 和服仕立職 船大工 木製おけ・たる製造工 竹細工工 草・つる製品製造工 その他の木・竹・草・つる製品製造作業者 大工 屋根ふき工 左官 とび工 土木工, 補装工 鉄道線路工事作業者 その他の建設作業者 漆塗師等 表具師 印判師 製図工 現園工 包装工 映写技士を除く。)	役員 雇人のある業主
6 サービス・その他の事業主	同上	他の社会経済分類のいざれにも該当しない職業分類項目	家庭内職以外のすべて
7 専門職業者	同上	1 科学研究者 5 公認会計士, 税理士 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 裁判官等 大学教員	同上
8 技術者	同上	2 技術者 3 保健医療從事者 (医師 歯科医師 獣医師 薬剤師を除く。) 船長等 航空機操縦士等	同上
9 教員・宗教家	同上	6 教員 (大学教員を除く。) 7 宗教家 保母等 社会福祉事業専門職員 個人教師	同上
10 文筆家・芸術家・芸能家	同上	9 美術家等 10 音楽家等 文芸家等 職業スポーツ家 他に分類されない専門的・技術的職業從事者	同上
11 管理職	同上	12 管理的公務員 14 その他の管理的職業從事者	雇用者 家族従業者
12 事務職	同上	C 事務從事者 (集金人を除く。) その他の法務從事者 記者, 編集者 車掌	雇用者 役員 雇人のない業主 家族従業者
13 販売人	同上	小売店主 卸売店主 19 商品販売從事者 (小売店主 卸売店主 飲食店主を除く。) 20 販売類似職業從事者 集金人	雇用者 役員 雇人のない業主 家族従業者
14 技能者	同上	G 運輸・通信從事者 (船長等 航空機操縦士等 車掌 郵便, 電報外務員を除く。) H 技能工, 生産工程作業者及び労務作業者 (51運搬労務作業者 52 その他の労務作業者 土木工, 補装工 鉄道線路工事作業者を除く。) 植木職, 造園師	雇用者 雇人のない業主 家族従業者
15 労務作業者	同上	F 採掘作業者 51 運搬労務作業者 52 その他の労務作業者 郵便, 電報外務員 土木工, 補装工 鉄道線路工事作業者 K 分類不能の職業	同上
16 個人サービス人	同上	飲食店主 J サービス職業從事者 (54 家事サービス職業從事者 芸者, ダンサーを除く。) 54 家事サービス職業從事者 芸者, ダンサー	雇用者 役員 雇人のない業主 家族従業者
17 保安職	同上	I 保安職業從事者	家庭内職以外のすべて
18 内職者	同上	職業分類のいかんを問わない	雇用者 雇人のない業主 家族従業者
19 学生生徒	通学 (15歳以上)		家庭内職
20 家事從事者	家事 (15歳以上)		
21 その他の15歳以上非就業者	完全失業者 その他		
22 15歳未満の者			
23 分類不能	「労働力状態」が「不詳」の場合		

注) 従業上の地位「不詳」は「15 労務作業者」に分類した。